

基本目標1 安全・安心のまち

1 防災対策・防災体制の強化

施策の方針

南海トラフ地震による揺れや津波、暴風、大雨、洪水、土砂災害、高潮などの自然災害対策や防火対策に備えた施設の改修、整備を促進するとともに、地域の防災力の要となる自主防災組織の充実を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを目指します。

現状と課題

南海トラフ地震対策として、沿岸部では津波から概ね 5 分で避難可能となる緊急避難場所（津波避難タワー等）の整備は一定終了しました。今後は、さらに迅速かつ安全な避難が可能となるよう、定期的な避難経路の点検・避難訓練を地域主体で継続的に行い、市民の防災意識の向上を図ることが求められます。また、地震動（揺れ）に対する最も有効な対策は耐震化ですが、現在の耐震化率（耐震化が必要な住宅における耐震化率）は 35%程度にとどまっており、今後も家具の転倒防止対策及びブロック塀等の転倒対策とあわせて、啓発を図る必要があります。

また、近年においては、全国的に集中豪雨などによる災害が頻繁に発生しています。洪水災害や土砂災害については、災害が発生するまでに一定の時間があり、「早めの避難」を確実に実施することにより被害の軽減を図ることが可能となります。従って、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保などの情報について、日頃から市民への啓発を行い、災害種別ごとの避難情報を適切なタイミングで確実に伝えることにより、市民の「早めの避難」行動につなげていかなければなりません。

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域の共助をなす組織であり、組織率の向上と、その活動内容の充実が求められます。



津波避難施設久枝北タワー

主要施策

(1) 南海トラフ地震対策の推進

- 津波対策として、緊急避難場所への迅速かつ安全な避難が可能となるよう避難路・誘導看板等を整備します。また、地震発生時に行政等からの情報を待たずに主体的に迅速な避難行動を起こすことができるよう定期的・継続的な訓練や学習会を支援します。
- 地震動対策として、家具転倒防止対策に対する補助制度の活用を広報して家具の固定化を促すとともに、住宅の耐震化についても必要性和補助制度を広報することにより耐震化率の向上を図ります。また、避難路の安全対策として、避難路沿いにある危険なブロック塀等に対しても除却の必要性和補助制度を広報し、転倒対策を促進します。
- 女性、子ども、高齢者、障害のある人等の要配慮者の人権を尊重し、男女共同参画の視点を取り入れ、避難所運営などにおいて、女性やあらゆる人の意見が反映できるように、防災体制の確立を図ります。

(2) 洪水・土砂災害対策の推進

- 避難に対する市民の意識の向上を図るため、災害ごとの避難情報等の基準を明確にし、避難情報等の意味等について啓発を行います。
- 避難情報等の発令が市民の避難行動につながるよう発令基準や発令した際の情報伝達の文言等の見直しを行います。
- 国や県などの関係機関と連携し、水害危険区域における河川改修の促進、地すべり防護対策や予防型の治山対策の充実、高潮対策や海岸保全施設の整備などを促進します。

(3) 自主防災組織の充実

- 自主防災組織の未結成の地域について、結成の支援を行うとともに、既存組織については、若い世代のリーダーの育成を促進します。また、各自主防災組織が実施する防災訓練や防災学習への積極的な支援を実施します。
- 大規模災害発生時に重要となる避難所運営について、自主防災組織を中心とした地域主体の運営を行うことができるよう「避難所運営マニュアル」の作成を促進します。

(4) 業務継続計画に基づく災害対応力の充実

- 災害発生時における市業務を継続するための業務継続計画に基づく職員の対応力向上のための訓練を実施するなど、減災と早期復興を目指す事前防災の取組を推進します。
- 災害発生後からの復旧・復興に向けての対応について、国や県をはじめ、関係機関との協議を進め、1日も早く復興できる体制の確立を目指します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
自主防災組織の結成率	%	95	100.0	全地区での結成
住宅耐震化の件数	件	68	420	令和3～7年度の 累計
危険なブロック塀等の除却等の件数	件	21	110	令和3～7年度の 累計

2 消防・救急体制の充実

施策の方針

南海トラフ地震のほか、暴風、大雨、洪水、土砂災害など、様々な災害に備え、施設・設備の整備とあわせて、消防職員、消防団員の資質向上を図り、消防・救急体制の充実を図ります。

また、火災に対する設備の充実を図るとともに、火災の未然防止や被害軽減に向けて、市民の防火意識の向上のための啓発に努めます。

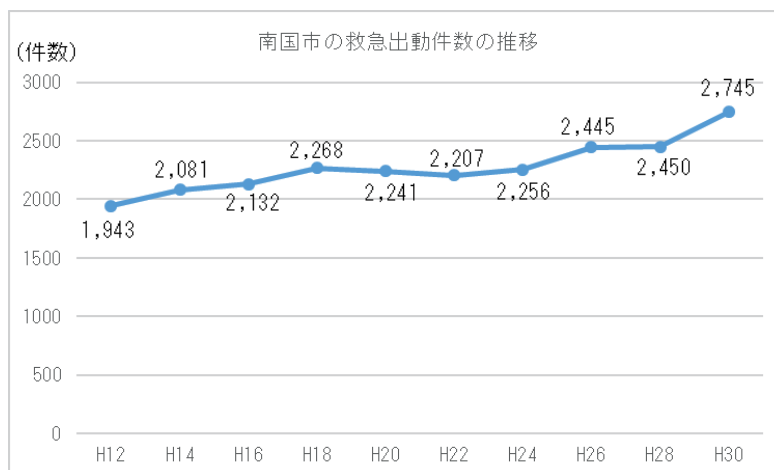
さらに、高齢化社会の進展とともに増加する救急出動に対応するため、迅速な対応と的確な処置など、救急隊員の資質向上と設備の整備に努め、救急体制の強化を図ります。

現状と課題

消防体制については、南海トラフ地震等大規模災害に備え整備を進めていますが、防災活動拠点となる施設整備や大規模災害に対応できる資機材の拡充及び消防団の体制強化が必要となっています。また、地震災害等による被害を軽減するために、耐震性防火水槽の整備や消防ポンプ車等の整備を進めるとともに、燃料備蓄施設の整備を進めていく必要があります。

火災に対しては、被害を最小限に防ぐため、公設消火栓未設置地区への消火栓整備を関係機関と協議して進めていく必要があります。また、平成 23 年 6 月に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築の住宅については設置されていますが、義務化前の住宅についても今後一層設置を働きかけていく必要があります。

救急体制については、近年増加している救急出動の傾向は、高齢化社会が進む中で今後も続くと推測されます。このため、救急救命士の育成や救急隊員の知識・技能の向上及び迅速な救急搬送ができる体制の強化とあわせて、高規格救急車や高度な救急資器材の計画的な整備など、救急体制の充実・強化が求められます。



主要施策

(1) 消防体制の充実

- 多種多様化する各災害に対応するため、消防体制の確立に努めます。
- 災害活動拠点となる防災活動拠点施設及び消防・消防団車両の計画的な整備を図り、複雑化する災害に対応しうる資器材の整備に努めます。
- 消防職員及び消防団員の資質向上を図るために、関係機関等との連携訓練に努めます。



大規模災害時に対応するためのトリアージ訓練

(2) 救急体制の充実

- 多様化する救急需要に迅速かつ的確に対応するため、救急救命体制の確立を図ります。
- 救急救命士の育成及び救急隊員の資質向上を図ります。また、計画的に高規格救急車の整備を図り、高度な資器材の充実に努めます。
- 災害時には、関係機関等と連携し、災害時要配慮者台帳等を整理するなど、緊急時の迅速な連携・対応の強化を図ります。
- 病院着までの搬送所要時間短縮を図ります。

(3) 消防装備・資器材の充実

- 火災の被害を最小限に防ぐため、消火栓未設置地区への消火栓の設置に努めます。
- 大規模災害等出動時に対応できるよう、各種無線機器等の整備を進めます。

(4) 市民への啓発と初期対応の普及

- 市広報紙や市ホームページに住宅用火災警報器の必要性和設置についての情報を掲載するなど、普及・啓発に努めます。
- 救急現場に居合わせた人（バイスタンダー）が適切な救命手当を実施することができるよう、救命講習を開催し、市民への救命手当の知識技術の普及・啓発に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
年間訓練計画に基づく訓練実施数	回	4	20	
耐震性防水水槽の整備数	基	25	35	
新設消火栓	基	5	10	
病院着までの搬送平均所要時間短縮	分	35.61	30 以内	
普通救命講習受講者数	人	16,468	19,500	
住宅用火災警報器設置率	%	80	90	

3 交通安全・防犯・消費者対策の推進

施策の方針

交通安全施策として、施設整備や通学路等の点検を推進するとともに、交通安全についての啓発を行い、交通事故のないまちづくりを目指します。

また、犯罪のない地域づくりを目指し、関係機関と連携し、地域ぐるみの防犯対策を強化します。さらに、市民が安心して生活ができるよう、消費者意識の啓発や消費者活動の促進を図るとともに、消費者の相談体制の充実を図ります。

現状と課題

令和元年の本市の交通事故件数は 100 件と年々減少してきているものの、道路環境の変化による交通事故が発生しています。また、依然として高齢者の交通事故件数も多い状況です。

道路環境の変化に対応した市民への啓発活動を行うことや、高齢者への交通安全教育だけでなく、高齢者の特性を広く市民に周知する必要があります。

また、近年、殺人事件の発生やストーカー被害などとあわせ、詐欺行為の被害が多発しており、こうした犯罪を未然に防ぐため、詐欺行為の予兆電話などの対応について、警察と連携し、地域ぐるみで撲滅していく必要があります。特に、高齢者をねらう詐欺行為には、適切な情報を発信し詐欺の被害に遭わないような施策推進が必要不可欠です。

さらに、複雑多岐にわたる消費者問題に対応するため、消費生活相談や苦情相談を行っています。消費生活者のトラブルや悩みは依然として増加傾向にあります。市民が消費者被害を受けることのないよう、消費者意識の向上と消費者保護の体制の充実が求められています。



消費者問題を啓発する出前講座

主要施策

(1)交通安全施設の整備

- 交通の安全確保を図るため、市内全域の道路を対象に交通危険箇所の改良に取り組み、交通安全施設・設備（ガードレール、ガードパイプ、カーブミラー、道路反射鏡等）の整備を進めます。
- 通学路については、歩行者や自転車利用者の保護のための交通安全帯の確保に努め、幹線道路については、歩車道分離、歩道の整備等を計画的に進めます。

(2)交通安全教育・指導の充実

- 全国交通安全運動期間にあわせて、人間看板や街頭指導を実施します。
- 新入学・入園にあわせた保育所、幼稚園、小中学校での交通安全教室を実施します。
- 視察研修などを通じて交通安全指導員の指導力向上を図ります。



保育所卒園児の交通安全教室

(3)防犯対策の推進

- 防犯対策として効果の高い街路灯の維持管理を適切に実施します。
- 高齢者に対する詐欺行為についての注意喚起など、警察等関係機関との連携により、防犯に関する啓発活動の充実を図り、被害の未然防止に努めます。

(4)地域安全活動の推進

- 夜間の見回りなど、犯罪を未然に防ぐタウンポリス活動を促進します。
- 子どもを犯罪から守るため、保護者に対する情報提供や防犯指導を推進します。

(5)消費者対策の推進

- 多重債務や消費トラブルなど、消費者問題に関する相談体制の充実を図り、啓発活動や相談活動を充実します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
消費者問題啓発出前講座	回	9	15	

4 道路・公共交通網の整備

施策の方針

高知龍馬空港や高速道路インターチェンジの立地特性を生かした広域交通網の充実を図り、市民活動や地域の交流・連携を円滑に支援する利便性の高い交通ネットワークの形成を図ります。

また、市内の公共交通空白地を解消し、地域の実情、利用ニーズにあわせた効率的な公共交通体系の確立を目指すため、交通事業者や道路管理者等で構成される南国市地域公共交通会議で協議の上、路線再編などの取組を進めます。

現状と課題

本市の道路網は、令和2年6月現在、四国横断自動車道南国ICから市域の中央を南北に縦貫する国道32号、それに接続して東西に国道55号及び195号、並びに建設中の高知東部自動車道・高知南国道路を中心に、県道21路線、市道1,177路線によって構成されています。今後、交通量の増大や車両の大型化が進み、地域住民の高齢化が進行する中で、より一層安全で利便性の高い道路網、道路環境の整備が課題となっています。

公共交通に関しては、黒滝・上倉地域で開始したデマンド型乗合タクシーの運行が平成26年10月には上倉・瓶岩地区全域までエリアを拡大し、北部中山間地域の交通空白地が解消されました。また、平野部においては、運転手不足による路線バス事業者の市内バス路線からの退出に対応し、移動手段を持たない市民の日常生活維持の観点から、市が主体となって運行計画を策定しその運行を事業者に委託するコミュニティバスを令和元年10月に導入しました。

コミュニティバスの運行開始にあたっては、路線数、便数とも以前の運行から充実を図りましたが、道路事情等から路線バスの運行経路が限定されることによる交通空白地が依然としてスポット的に存在しています。

市内の道路事情や都市基盤整備などの状況は変化していますが、将来のまちづくりと連動した交通施策が求められています。交通弱者を含めた地域住民のニーズを把握した上で、鉄道、路線バス、路面電車、タクシーなど、すべての交通事業者等と連携して、効率的で効果的な市民の移動手段の確保を講じていく必要があります。



NACO バス（南国市コミュニティバス）

主要施策

(1)市道の整備

○国や県、その他関係機関と連携し、集落間の連携や安全性の向上等に配慮し、市道の整備を計画的・効率的に推進します。

(2)国道・県道の整備促進

○国道・県道の改良整備により、自転車や歩行者の安全を確保できるよう、積極的に要請していきます。

(3)公共交通の利便性の向上と利用促進

○都市計画事業等の情報を踏まえつつ、南国市地域公共交通会議において公共交通空白地対策の検討を進めるとともに、鉄軌道から路線バスやタクシーなどへの多様な乗継ぎなど、利用者の利便性の向上を図ります。

○市民への公共交通路線の周知と公共交通機関の利用促進を図ります。また、交通事業者及び周辺自治体と連携して、公共交通利用者の利便性向上などによる利用促進に取り組みます。

○コミュニティバスを含めた市内の公共交通路線網の維持改善とともに、市町村を跨いで運行する路線バス事業は利用者の減少と運転手不足により路線再編等の対策が必要となっています。持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、事業者及び関係自治体と連携・協議し、路線バス事業の改善に努めます。

(4)交通弱者対策の検討

○高齢者や障害のある人、年少者など、交通弱者に配慮した、だれにも安全で人にやさしい道路整備を図ります。

○高齢者等交通弱者の通院や買い物などの日常生活の円滑化を図るため、効率的で効果的な移動手段の確保に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
市道改良率	%	51.6	53.0	
市道バリアフリー化延長	km	1.4	2.2	
コミュニティバス（4路線）利用者数	人	20,000	25,000	

5 情報ネットワークの整備

施策の方針

携帯端末、特にスマートフォンの世帯保有率は、急速に伸びています。それに伴い、SNSや地図情報と組み合わせたサービスの提供が増加しており、各種施策の推進のため、サービス利用環境の充実が急務となっています。観光や商工業などの産業振興、地域活性化、さらに防災・減災に向けた効果的な情報通信環境の整備を行っていきます。

現状と課題

南国市情報通信基盤整備事業により、市内のほぼ全域で光通信サービスが利用できる環境が整っています。それに伴い、企業活動のための情報通信基盤整備も完了しています。

平成30年においては、モバイル端末の保有率は95.7%であり、そのうちスマートフォンの保有者は約8割となり、パソコンの保有率を上回っています。こういった、現在の情報端末の普及状況や外出先でのインターネット利用の増加といった利用形態の変化を、地域活性化、産業振興、防災等の施策に効果的に活かすためには、将来を見据えた環境整備を進めていく必要があります。特に、AIやIOTなど高速・大容量の移動通信を必要とする新技術の実装が様々な産業分野で進むことが予想されるなか、これらを可能とする5Gに関する環境の普及と需要について注視していくことが重要です。

主要施策

(1)災害時の情報収集・発信基盤の整備

○大規模災害時に備え、限られた人員と資源で、効果的に被災情報の収集を行うとともに、減災に向けて、正確な情報の発信を行うことができる施設・設備等の整備を図ります。また、災害発生時の避難者管理における正確な情報収集・発信のための環境整備に努めます。

○災害発生時に備え、被災者を支援するためのシステム構築に努めます。

(2)情報セキュリティ対策の推進

○情報化社会特有の犯罪やトラブルも増加しているため、個人情報の漏洩を防ぐ強固なセキュリティシステムの整備、運用に努めるとともに、個人情報の保護に関する職員研修等の開催に努めます。

(3)新たな情報通信基盤整備促進の検討

○農業分野をはじめとする各産業分野への AI、IoT 等の技術の普及・活用の状況を的確に把握し、必要な情報通信基盤整備の促進等の検討に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
WiFi 設置数	基	8	15	



14 基の津波避難タワーと市役所を結ぶ安否確認システム
(高知工業高等専門学校との連携事業)

6 市街地・住環境の整備

施策の方針

広域拠点にふさわしい市街地形成を目指して、都市計画街路の整備に係る市道、農道を含めた面的整備の計画の策定を目指します。

中心市街地については、整備中の都市計画道路高知南国線及び南国駅前線とあわせて、JR後免駅前広場の整備を行うことにより、商業機能の集積誘導を図り、にぎわいのある市街地環境の再生を目指します。また、居住誘導区域・都市機能誘導区域を設定し、居住と各種都市機能の誘導を図ります。

市営住宅については、老朽化が進んでいる住宅の長寿命化を効率的かつ計画的に行います。また、空き家等の対策については、再生可能住宅の活用促進及び老朽木造住宅除却の促進を行います。

現状と課題

現在の中心市街地の状況は、都市計画道路整備事業や土地区画整理事業、あるいは市道、農道等の整備の遅れから、市街地内部の交通の混雑化、防災上の問題、生活環境の悪化、住宅建設の停滞、商業活動の停滞などを招いています。

そこで平成29年3月に南国中央地区都市再生整備計画を策定し、都市計画道路をはじめ、ものづくりサポートセンターや（仮称）地域交流センター、図書館等の整備を進めるとともに、生活サービス施設等を誘導・集約することで都市活力を強化し、公共交通の利用と連携した、新たな人の流れを呼び起こすことのできる魅力ある中心市街地の再生に取り組んでいます。今後は、各整備計画事業の着実な遂行が求められています。

また、市営住宅の長寿命化を図り、市営住宅に対する需要に適切に対応することができるよう、点検の強化及び早期の修繕を行い、ライフサイクルコストの削減を行う必要があります。

人口減少に伴い、今後、全国的に空き家となる住宅が増加することが予想され、本市においても、地域の景観保全、防災、防犯及び周囲への危険防止の観点から、空き家所有者等による適切な管理が行われるよう取組を推進することが求められています。

主要施策

(1) 中心市街地の整備

○都市計画道路南国駅前線整備事業と併行して、JR後免駅前広場の整備を行うことにより、駅前広場へのバスの乗り入れなど、交通結節機能を高めるとともに、商業機能の集積誘導等により、人の集まるにぎわいある市街地環境の再生を目指します。

(2) 都市計画道路の整備

○市街地における都市計画道路高知南国線及び南国駅前線の整備と並行して、国や県、関係機関と連携を図り、面的整備を視野に入れた主要な幹線道路の整備計画の策定に努めます。

○都市計画道路高知南国線及び南国駅前線について、順次、延伸を図っていきます。

(3) 土地区画整理事業等の推進

○篠原土地区画整理事業等の推進により、良好な住環境を備えた市街地の整備を進めます。

○市街化調整区域を含め、近隣市からの災害に備えた事業所等の移転の受入れや、にぎわいや雇用の創出が期待される事業者の誘致について検討を進めます。

(4) 住宅耐震改修等の促進

○住宅耐震診断後の耐震改修、ブロック塀等の転倒対策を促進します。また、住宅耐震相談窓口で住宅耐震に関する市民の相談を受け付けます。

(5) 市営住宅の維持管理と適正な運営

○市営住宅の長寿命化計画に基づき、効率的かつ計画的な長寿命化改修を行っていきます。

○入居者に対して、市営住宅使用に際しての条例、規則等の周知を行い、適正な使用を促し、入居者が快適な生活ができるよう努めます。

(6) 空き家等への対応

○平成30年4月に、高知県より都市計画法の権限移譲を受け、同時に市独自の条例「南国市都市計画法施行条例」を制定しました。この条例により、市街化調整区域における空き家等を第三者の自己用住宅にすることや、賃貸住宅、建売住宅への用途変更を可能にする許可基準を定め、民間による空き家の利活用を図ります。

○空き家対策の基本方針である空家等対策計画に基づき、空き家対策を進めます。

○市が借り上げてリフォーム・転貸を行う空き家活用住宅の整備を推進すると

もに、民間不動産業者の専門性を活用し、空き家所有者等の自発的な空き家活用（売買・賃貸）を促進します。

○空き家となった老朽木造住宅については、空き家所有者が行う解体除却費への補助制度により除却を促進します。また、空き家所有者等へ助言・指導を行い、適切な空き家管理を促し、市民生活に影響を及ぼす空き家の発生を抑制します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
都市計画道路南国駅前線（第2工区）の整備率	%	74.4	100.0	全延長 L=414m
都市計画道路高知南国線の整備率	%	72.9	84.5	全延長 L=1,423m
老朽空き家の除却件数	件	3	40	令和3～7年度の 累計



都市計画道路高知南国線

7 環境保全、景観形成と公園・緑地の整備

施策の方針

豊かな自然とより良い環境を次世代へ引き継いでいくため、環境負荷の低減と地球温暖化対策を推進し、自然共生社会、低炭素社会の実現を図ります。

景観が市民の共有財産であることの重要性を認識し、豊かな自然風景と調和した景観づくり、歴史・文化を守り、育み、伝える風情ある景観づくり、都市の活力と自然が共生した魅力ある街並み景観づくりを積極的に推進します。

また、公園・緑地は、環境保全や防災などの存在効果と、心身の健康維持増進や余暇活動などの利用効果をもたらします。公園・緑地の整備により、安全・安心、快適なまちづくりを推進します。

現状と課題

地球温暖化による異常気象、生物多様性の減少や森林荒廃、また、マイクロプラスチック等による海洋汚染、PM2.5やダイオキシン等の大気汚染など、自然環境への負荷の増大が地球規模で問題となっています。日常生活や経済活動は地球上の自然環境の中で営まれており、基盤となる環境を持続的に利用できることが前提となります。このためにも、自然豊かで公害のない自然共生社会、温室効果ガスの発生を抑制した低炭素社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。経済、社会及び環境を不可分のものとして調和させ、持続可能な世界を実現するための統合的な取組として2015年9月に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）においても、自然環境が私たちの社会・経済活動の土台として位置づけられます。

このように、環境保全施策は、人々の定住促進や循環型社会の形成につながるものとして、本市のまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれることから、統合的な指針づくりのもと、身近な自然環境から地球環境までを視野に入れた環境施策や新エネルギー施策等を推進し、内外に誇り得る環境にやさしいまちづくりを進めていく必要があります。

また、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現については、国及び高知県と連携しながら、2050年カーボンニュートラルを目指す取組を推進していく必要があります。

本市は多様で豊かな自然環境、歴史景観、農村・漁村景観、都市景観に恵まれ、市民にとってもまちに対する誇りの源泉となっています。今後とも、市民と行政が連携してこれらの景観を大切に育み、後世に引き継いでいくことが重要です。人口減少と

農林業従事者の減少が続く状況のもと、増加することが懸念される空き家の適切な管理の促進と耕作放棄地の解消が景観保全の課題であるとともに、間伐など森林の適切な管理を促進することが市域全体の環境保全にとって重要です。

公園・緑地については、市民のふれあい交流や日常のコミュニティの場、スポーツの場としてのみならず、災害時の避難場所としての活用や、その他のまちづくりとの関連、環境の保全などを考慮しながら、市民の要望に即した整備を今後とも進める必要があります。

主要施策

(1)環境保全対策・保全活動の推進

○中山間の山林と清流、河川・海岸の環境の保全を推進します。また、市民、事業者の環境に対する意識の高揚に努め、市民団体等と連携・協働による環境保全活動を促進します。

(2)地球温暖化防止対策の推進と再生可能エネルギーの導入促進

○2050年度までに市域のCO₂排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を推進するなど、温室効果ガスの排出削減を推進します。また、省エネ等の啓発活動を推進し、市民、事業者の地球温暖化防止活動の促進を図ります。



太陽光発電設備

○再生可能エネルギーを活用しようとする市民への支援制度等について情報提供を行います。

(3)公害防止対策

○大気汚染、騒音、悪臭振動等の監視を行い、公害のないまちを目指します。また、合併浄化槽の設置を推進し、公共水域の汚濁防止を推進します。

(4)南国中央公園及び街区公園等の整備

○都市計画決定されている南国中央公園については、市民の意向と新しいまちづくりの方向性を総合的に勘案しながら、整備方針を明確にし、計画的に整備を進めていきます。

○土地区画整理事業など、都市計画事業にあわせて、市街地内に身近な街区公園を整備していきます。

(5)公園を活用したふれあい交流活動の充実

○吾岡山文化の森を市民のふれあい交流拠点と位置づけ、施設を活用したイベントの充実に努めるなど、交流の拡充・創出に努めます。

(6)景観づくり活動の普及促進

○花いっぱい運動などの市民の活動を積極的に支援して市内緑化の促進を図るとともに、歴史遺産や海・川・山の多様で豊かな自然環境を生かした市民による主体的な景観づくり活動の普及促進に努めます。

(7)合併浄化槽設置の普及促進

○下水道事業計画区域及び農業集落排水事業区域以外の市内全域を対象として、住宅用合併浄化槽の設置費用の一部を補助することによって、合併浄化槽の普及を促進し、市内における生活排水処理人口の底上げを図ります。

(8)空き家、耕作放棄地対策の促進による景観の保全

- 空家等対策計画に基づき空き家対策を進め、管理されない空き家の増加を抑制することによって地域の景観保全を図ります。
- 農業の担い手対策、集落営農の組織化及び新規就農者の確保を推進することにより耕作放棄地の発生を抑制するとともに解消を図り、農村景観の保全に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和 1 年度)	目標値 (令和 7 年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
二酸化炭素排出量	t-CO ₂	(平成 25 年度) 4,590	(令和 7 年度) 2,979 (令和 12 年度) 2,763	市が取り組む温暖化対策。平成 25 年度比 39.8%削減。 ※南国市地球温暖化対策実行計画において定める市域での中期削減目標【平成 25 年度 681,000t-CO ₂ →令和 7 年度 536,000 t-CO ₂ →令和 12 年度 504,000t-CO ₂ 】
住宅用太陽光発電システム設置補助累積発電能力	kw	3,043	4,704	平成 27 年度からの累計



香南清掃組合ごみ焼却場のごみ焼却の熱を利用した足湯

8 上下水道の整備

施策の方針

上水道については、南海トラフ地震に備えて安定した水の供給ができる施設・管路の整備や、有収率の向上に向けた維持・補修、さらに、未普及地の解消を図るための諸整備を図ります。

下水道事業（公共下水道、農業集落排水事業）については、設備の老朽化に伴う整備を計画的に推進し、適正な維持管理を図るとともに普及率及び加入率の向上に努めます。

現状と課題

上水道については、現在の給水人口は、40,661人で、行政区域内人口に対する水道普及率は86.6%です。南海トラフ地震に対する備えとして、石綿管などの老朽管や幹線管路の耐震化の促進に努めます。また、近年井戸の地下水位の低下などの懸念により、未普及地域からの布設要望が増加しており、普及を図っていく必要があります。

汚水対策については、平成2年以降、順次供用を開始してきましたが、設備の老朽化による更新や南海トラフ地震に備えた施設の整備が必要となっています。また、現在整備を進めている浦戸湾東部流域下水道南国処理区については、整備を行い普及率の向上を図ります。

雨水対策については、98 豪雨で被害のあった明見地区の内水排除対策や、土地区画整理事業と併行した篠原地区の整備を行う必要があります。



雨水対策工事



上水耐震管路

主要施策

(1) 上水道施設の地震対策の推進

○南海トラフ地震に備えて、上水道施設の耐震化促進に努めます。

(2) 上水道施設の整備の推進

○上水道の未普及地を解消し、普及率の向上を図ります。

○老朽管である石綿セメント管の布設替えや漏水調査による重点路線の布設替えを行い、有収率（有収水量／配水量）の向上を図ります。

(3) 下水道施設の整備の推進

○汚水対策については、施設・設備の更新、南海トラフ地震に備えた施設整備、普及率の向上を目指した事業の推進を計画的に行います。

○雨水対策については、大雨・洪水に備えた排水や、土地区画整理事業等と併行した整備を図ります。

(4) 下水道事業の経営健全化の推進

○市民に損益・資産や現金などの経営状況をわかりやすくするため導入した公営企業会計において、令和2年度に策定した経営戦略に基づく健全な経営を推進します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
下水道整備率	%	75.4	85.0	
雨水対策整備率	%	36.5	70.0	
主要施設（水源地配水池）の耐震化	%	54.5	68.2	
基幹管路の耐震適合割合	%	81.6	85.0	

9 廃棄物処理とリサイクルの推進

施策の方針

市民や事業者とともに4R活動に取り組み、廃棄物の発生の抑制・減量、資源の循環利用を推進し、循環型社会の形成を目指します。

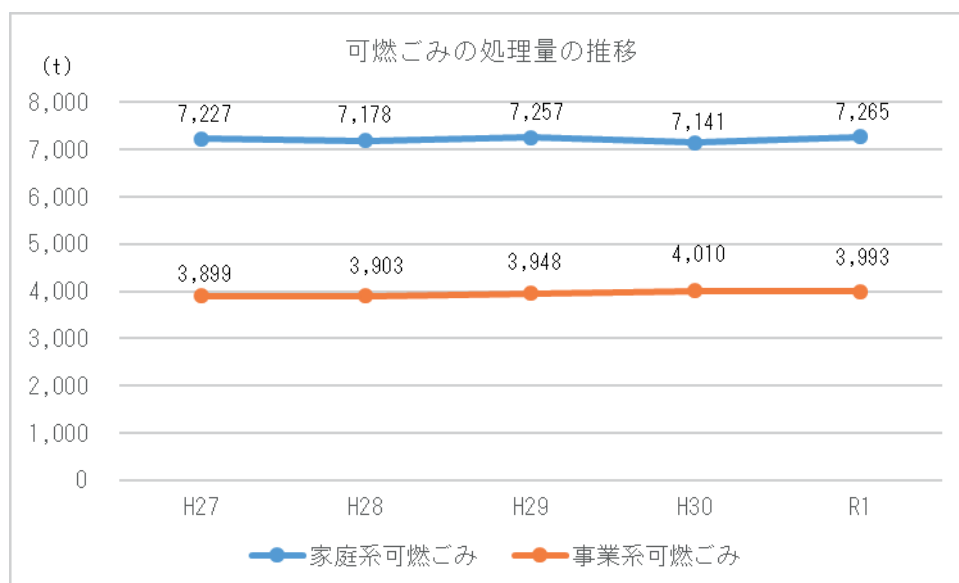
また、市民生活及び事業活動で発生するし尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理を行うため、施設整備に努めます。

現状と課題

本市のごみ収集は、昭和54年からの金属ごみ分別収集開始以来、水銀を含むごみ、びん類、紙類・衣類、ペットボトル、容器包装プラスチックと、分別収集項目を増やして廃棄物の資源化を推進してきました。また、生ごみ処理器具購入補助金や、レジ袋削減運動など、ごみの発生抑制も推進しています。家庭系可燃ごみ及び事業系可燃ごみ（飲食店、コンビニエンスストア等）の処理量は、直近5年間（平成27年度から令和元年度）はともにほぼ横ばいとなっています。今後とも、より一層の廃棄物の資源化及び発生抑制を進めていく必要があります。

また、依然として不法投棄や野焼きなど、廃棄物の不適正処理が行われる事例があり、廃棄物処理法の周知やパトロール体制の充実が必要となっています。

現在のし尿処理施設である南国市環境センターは、平成8年の運転開始当初から処理能力を超える投入が続いています。加えて、老朽化が進み維持修繕費が増加傾向にあります。今後は、施設の延命化に向けた対策に重点をおくとともに、施設の更新についても検討していく必要があります。



主要施策

(1)ごみの分別収集の徹底と排出抑制の推進

○ごみの分別について、今後とも市民への周知と啓発に努め、廃棄物の資源化を推進します。

○家庭ごみ・事業所ごみとも、排出抑制を図ります。

(2)廃棄物の適正処理の推進

○野焼きや不法投棄の禁止についての市民への周知と啓発に取り組むとともに、保健所や警察署等と連携し、監視パトロールによる事前防止に努めます。

(3)し尿処理施設の整備

○現在、南国市環境センターではし尿乾燥汚泥を焼却処分していますが、汚泥の再生資源化へ向けての施設の更新について、広域的対応を含めて検討します。

(4)可燃ごみ処理施設の活用促進

○本市、香南市及び香美市で構成する香南清掃組合では従来の可燃ごみ処理施設にかわる新施設を建設し、平成 29 年 4 月に、まほろばクリーンセンターとして本格稼働を開始しました。同センターでは、環境エネルギー教育の起点として、ごみ焼却時の廃熱による発電や足湯への利用といったエネルギーの有効活用が取組が行われており、更なる情報発信に努めていきます。

○可燃ごみ処理施設の運転を周辺的环境保全に十分配慮して行っていきます。

(5)一般廃棄物最終処分場の適切な管理

○一般家庭の雑ごみを埋立処分する一般廃棄物最終処分場の適正な管理に努めます。また、平成 27 年 11 月からはごみステーションに出せない粗大ごみを受け入れています。

(6)災害廃棄物処理計画

○地震や風水害等で大量に発生することが想定される災害廃棄物については、県外処理を想定し民間企業と締結した協定を活用するとともに、平成 29 年 3 月に策定した災害廃棄物処理計画に基づく適正かつ迅速な処理を目指し取組を推進します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
家庭系可燃ごみの処理量	t	7,265	7,087	直近5年間の減少率を維持する
事業系可燃ごみの処理量	t	3,993	3,993	増加傾向を止める



ごみ処理施設見学会



南国市環境センター（し尿処理場）

10 計画的な土地利用

施策の方針

本計画及び高知広域都市計画区域マスタープランに則した「南国市都市計画マスタープラン」により、調和のとれた土地利用の推進を図ります。

土地の有効活用・保全を図るとともに、公共事業の計画的な推進と土地に関わるトラブルの未然防止に役立ち、また、災害発生時に迅速な復旧・復興が円滑に実施できるよう、土地の実態を正確に把握する地籍調査事業を推進します。

現状と課題

現在、本市においては、国営ほ場整備事業計画が進められており、一方で、津波避難対策として、市街化調整区域内への企業移転や住宅地開発の要望が高まっています。優良農地確保の観点からも調和のとれた土地利用についての検討が必要です。

地籍調査事業については、進捗率は、約 22.9%（令和元年度末）です。調査完了までには今後 28 年ほどかかる見込みであり、調査のスピードアップを図っていく必要があります。特に、南海トラフ地震の発生予測を踏まえ、被災前の防災・減災対策として、地籍調査の一層の推進を図ることが重要課題となっています。また、本市の中山間地域においても過疎と高齢化が進み、地籍調査事業の実施が急がれます。

このような動向を踏まえ、南国市都市計画マスタープランの評価・検証を適宜に実施し、市民等の意見を聞きながら必要な見直しを行っていくことが重要です。

主要施策

(1)適正・有効な土地利用の推進

- 都市計画法や南国市都市計画法施行条例、南国市土地開発適正化条例により、適正な土地利用の指導・規制・監視に努めます。
- 都市計画道路の開通等に伴う用途地域の変更や、現状に応じた都市施設の見直し等を行い、より有効な土地利用の推進を図ります。
- 都市計画法の権限移譲を機に、市街化調整区域における集落拠点周辺エリアでは、既存集落を維持するため集落内の宅地・雑種地に住宅の建築を可能とする許可基準等を定め、また、インターチェンジ周辺エリアや、高知大学医学部周辺エリアにおいては、各エリアの特性を活かした許可基準を運用することで、都市計画法における区域区分制度のもと、農地の保全等に配慮しながら、有効かつ調和のとれた土地利用の推進を図ります。

(2)地籍調査事業の推進

- 南海トラフ地震による津波浸水想定地域である沿岸地域については、地震発生予測を踏まえ、防災・減災対策として、地籍調査事業の一層の推進を図ります。
- また、中山間地域においても、地権者や地元精通者の高齢化や地権者の世代交代などによって、円滑な境界確認が年々困難となりつつあり、早期の調査実施に努めます。

(3)市街化調整区域における地区計画の策定

- 自然環境や農地との調和を図りながら、産業振興や雇用の場を創出するため、公共施設の整備誘導を図る「市街化調整区域における地区計画」を策定します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
地籍調査事業の進捗率	%	22.9	40.2	



地籍調査の立会風景